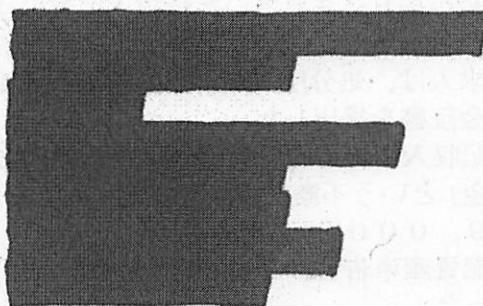


審査請求人

申請代理人

処分庁



上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成30年6月11日付けをもって提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）がした生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求には理由があるから、本件処分は取り消す。

## 事案の概要

1 本件は、「法」による保護を受けていた請求人が、老齢厚生年金及び老齢基礎年金（以下、あわせて「本件年金」という。）を受給するようになったところ、処分庁がその受給開始から約5か月後に遡及して収入認定する処分を行い、過支給となっていた保護費相当額を実質的に戻入させる趣旨で、本件処分以降に支給された保護費から天引きがなされたため、本件処分の取消しを求めた事案である。

### 2 関係法令の規定

#### (1) 法1条（目的）

法は、日本国憲法25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

#### (2) 法4条1項（保護の補足性）

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

#### (3) 法8条1項（保護の基準）

保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

#### (4) 法25条2項（職権による保護の変更）

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。

(5) 法63条(費用返還義務)

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

3 前提事実(証拠により容易に認定できる事実及び争いのない事実)

(1) 請求人は、本件処分当時 [ ] 歳 [ ] 生れの男性である。

請求人は、平成21年12月15日から法による保護を受けていた。

(2) 請求人は、平成29年9月分から、月合計6万9526円の本件年金を受給するようになった。なお、本件年金の初回の入金は、同年10月13日であった。以下、本件年金が振り込まれていた請求人名義のゆうちょ銀行の貯金口座を「本件貯金口座」という。)

(3) 請求人は、処分庁に対し、同年12月4日受付に係る収入申告書、同資産申告書及び年金証書を提出した。

上記収入申告書の「2. 恩給・年金等による収入」の欄には、「有」、「国民年金」、「厚生年金」という不動文字にそれぞれ丸が記されており、また、「収入額」の欄には、「月額69,000円」と記載されている。

上記資産申告書の「預貯金」の欄には、本件貯金口座の口座番号等が記載されていなかった。

(4) 処分庁は、平成29年12月6日付けで、本件年金につき収入認定を行い、同日付けで、上記収入認定に伴い平成30年1月分以降の保護費の額が変更になる旨請求人に対し通知した。

(5) 処分庁は、平成30年3月14日、請求人から、本件貯金口座の通帳の写しの提出を受けた。

処分庁は、同月16日付けで、平成29年11月分及び同年12月分の本件年金として合計13万9052円(以下、「本件過支給金」という。)を遡及して収入認定した(本件処分)。

その生活保護変更通知書には、平成30年4月以降に支給予定の保護費の中から、6回に分割して本件過支給金を実質的に戻入させる趣旨で、「遡及分戻入額 139,052円 次回以降の定例支給額から減額して調整します。」、「繰越内訳 H30.04.23, 177円 H30.05.23, 175円 H30.06.23, 175円 H30.07.23, 175円 H30.08.23, 175円 H30.09.23, 175円」と記載されている。

(6) 請求人は、本件処分を受けて、月2万円以上も天引きされ生活が立ち行かなくなるなどと処分庁の担当ケースワーカー(以下、「担当CW」という。)に相談した。

担当CWは、請求人に対して、月6000円の天引きならどうかと提案し、請求人もいったんはこれに口頭で同意した。なお、請求人は、平成30年7月23日付け「天引きの申し出撤回通知書」を処分庁に送付し、上記同意を撤回する旨通知した。

処分庁は、平成30年3月26日付けで、同年4月からの天引き額を月6000円とする変更決定をした。なお、上記変更決定については、請求人に対する書面による通知がなされていない。

(7) 請求人は、平成30年6月11日付けで、本件処分を不服として本件審査請求を行った。

- (1) 現に資力のない請求人について、遡及して収入認定を行い、月6000円の天引きを強いている処分庁による処分は、健康で文化的な最低限度の生活を侵すものであつて、法1条に違反し、違法であるとともに、憲法25条にも違反し、違憲である。
- (2) 本件処分には、処分庁による裁量権の逸脱または濫用があるから、違法である。
- (3) 本件処分には、聴取・調査義務違反という手続上の瑕疵もあり、違法である。
- (4) 処分庁は、請求人が意図的に本件年金を受給していた事実を隠していたかのような主張をするが、請求人は、本件年金を申請する段階から担当CWに進捗状況を報告していたし、本件年金の受給開始後にも報告している。

## 2 処分庁の主張

- (1) 請求人は、平成29年10月13日から本件年金の振込みがなされていたにもかかわらず、法61条に基づく収入申告義務を怠り、申告しなかった。  
また、資産報告書にも、本件貯金口座があることを記載しなかった。  
平成30年3月になって、ようやく本件貯金口座の通帳の写しを徴収し、平成29年12月の収入認定において確認した以外にも本件年金による収入があったことが判明したため、遡及して収入認定せざるを得なかった。
- (2) 本件処分は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年社発第34号厚生省社会局長通知。以下、「局長通知」という。)第10の2(8)及び「生活保護手帳 別冊問答集 2018年度版」(以下、「別冊問答集」という。)「問13-2」記載の各教示に従い、本件年金の収入申告がなされた時点(平成29年12月4日)を確認日として、平成29年11月分及び同年12月分の本件年金を収入として認定したものであり、適正・妥当になされたものである。
- (3) 当初は本件過支給金を月約2万円の分割で戻入してもらう予定だったが、請求人が窮状を訴えたので、請求人と担当CWが協議して、月6000円の戻入に変更した。  
そのことは、請求人も了承していた。処分庁としては、請求人の生活にも配慮をしている。  
なお、本件処分は法63条を適用したものではないため、法63条の適用を前提としている、平成30年7月の審査請求人による申し出の撤回は無効である。

## 理由

### 1 本件処分の分析・検討

本件処分の内容は、平成29年11月分及び同年12月分の本件年金を収入認定すると同時に、平成30年4月以降に支給予定の保護費の中から、6回に分割して本件過支給金を実質的に戻入させるというものである。

局長通知第10の2(8)及び別冊問答集「問13-2」によれば、遡及して収入認定する場合、確認月から前々月までの収入を遡及して認定できるとされており、また、遡及して認定した収入につき、次回支給月以降の収入充当額として計上して差し支えないとして、実質的に天引きによる戻入ができるという運用を示している。さらに、別冊問答集「問13-2」は、臨時的な収入があった場合に、6か月間の分割認定が認められることとの均衡から、上記のような運用も妥当であるとの見解を示している。

本件処分を見てみると、収入申告書を受領した際に11月分及び12月分の年金収入の存在は把握していたものの、通帳の写し等入金を確認できるものがなかつたため一旦処理を保留し、通帳の写しの提出があつた平成30年3月に確認日を遡ることによって11月及び12月分の収入認定を決定している。しかし、収入の確認日は通帳の写しの提出があつた平成30年3月とすべきであることから、遡及変更の限度は前々月の1月までであるところ、11月及び12月分についても遡及して収入充当額に計上を行つてはいるところから、この点について、本件処分について誤りが認められる。

処分庁は、平成30年3月になってようやく本件貯金口座の通帳の写しを徴収したため、遡及して認定せざるを得なかつた旨を主張するものの、上記に定める遡及変更

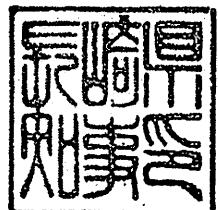
限度については、実施機関の裁量により変更できるものではないため、裁量権の逸脱があったと言わざるを得ない。

## 2 結論

以上から、本件処分には裁量権の逸脱又は濫用があると認められるから、請求人によるその他の主張を検討するまでもなく（なお、審査請求人は憲法25条違反の主張をするが、行政機関は違憲立法審査権を行使することができないものと解されるから（憲法81条）、そもそも行政不服審査における判断の対象とはなり得ない。）、本件処分は違法であるため行政不服審査法第46条1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年11月15日

審査庁 長崎県知事 中村 法道



（教示）

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において、長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。